

会議の内容

1	会 議 名	第 1 回習志野市成年後見センター設置検討委員会
2	開 催 日 時	平成 2 6 年 5 月 2 8 日 (水) 午後 1 時 3 0 分 ~ 3 時 3 0 分
3	開 催 場 所	仮庁舎 3 階 大会議室
4	出 席 者	審議会委員： 福田佐知子委員（委員長）、土井雅生委員（副委員長） 吉野綾子委員、細野武明委員、清水一委員、田代和美委員 篠塚美由紀委員、志摩豊委員 事務局：眞殿保健福祉部長、岡澤高齢者支援係長 高齢者支援課職員（清水、須藤、角井）
5	議 題 及 び 会 議 の 概 要	議 事 1. 委嘱状交付 2. 眞殿保健福祉部長挨拶 3. 各委員挨拶 4. 事務局紹介 5. 委員長、副委員長選出 6. 検討議題 議題 1 市民後見人養成講座について (1) 業務委託について報告 (2) 他市町村の状況 (3) カリキュラムについて (4) 募集要項について 議題 2 成年後見センター設置について (1) 市町村における市民後見人に関する取組み (2) 法人種別について 議事 1. 眞殿保健福祉部長より委嘱状交付 議事 2. 眞殿保健福祉部長より挨拶 議事 3. 各委員挨拶 議事 4. 事務局職員紹介

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>議事5. 委員長、副委員長の選出 互選により、福田委員が委員長に、土井委員が副委員長に選出される。</p> <p>議事6. 検討議題</p> <p>【事務局】 本日の会議の議事録の署名につきましては、篠塚委員と志摩委員のお二方をお願いしたいと存じます。 (篠塚委員、志摩委員 了承)</p> <p>議題1 市民後見人養成講座について (1) 業務委託について報告 【事務局】 今年度より、市民後見人養成講座を執り行うことといたしました。これに当たりまして、後見業務に実績があり、講座の経験もある「NPO 法人成年後見なのはな」に業務委託をする運びとなりましたことを、ご報告させていただきます。</p> <p>(2) 他市町村の状況について 【事務局】 議題1 (2) について、他市町村の受講者数、養成講座のカリキュラム、受講料等の状況を説明。</p> <p>【福田委員長】 私自身の感想ですが、応募者の人数と、修了者の人数が比較的近い自治体と、応募者多数でも選考を行い、実際に受講した方は少ないという自治体もありましたので、それぞれの自治体の応募段階からのスタンスがあるのかと思います。また、養成講座、フォローアップ研修すべて無料のところもございますし、養成講座で15,000円徴収するところもあるようです。</p> <p>【志摩委員】 受講料の件で話がありましたが、いろいろな市町村があつて、習志野市の考え方もあるかと思います。無料にするメリットとしては大勢の参加希望が出るということだと思いますが、講座を聞いてそこで終わってしまう方も出てくると予測されます。反対に、受講料が高いと受けようとする人が少なくなってしまうと思います。習志野市では、参加しやすさや、受講者の意識のことを考えまして、1,000円ぐらいが妥当であると考えます。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 実際のところ、昼食代や交通費などもありますし、無料といっ ても幅はあるかと思えます。逆に報酬を払って受けていただく、 というのもありかと思えます。</p> <p>【事務局】 その点について事務局から補足させていただきます。調査した 自治体では昼食代、交通費はすべて受講者負担となっております。</p> <p>【福田委員長】 他市町村の状況を参考にしながら、習志野市はどうするかとい うところで、引き続き議題1（3）市民後見人養成講座のカリ キュラムについて事務局より説明お願いいたします。</p> <p>（3）市民後見人養成講座のカリキュラム</p> <p>【事務局】 議題1（3）について、昨年度の市民後見推進検討委員会で報 告した講座カリキュラムの修正箇所について説明。</p> <p>【福田委員長】 ありがとうございます。具体的なカリキュラムについては、委 託先法人に検討していただくとして、本日、個々の講師やフィ ールドワークの委託先についてお伺いすることはできますか。</p> <p>【土井副委員長】 はい。当初のカリキュラムは受講生に成年後見制度全般につい て興味をもっていただけるよう、あえて同じような内容が続か ないようにカリキュラムが作成されておりました。しかし、最 初に成年後見制度の在り方をわかっていたいただき、それから成年 後見制度で使われる特殊な言葉を覚えてもらいたいと考え、同 じような内容が続くようにカリキュラムを修正しております。 カリキュラムの中でも民法の基礎は弁護士会、権利擁護、日常 生活自立支援は社会福祉協議会、習志野市の福祉サービスにつ いては市の職員の方に話していただきたいと思っています。</p> <p>【事務局】 なお、養成講座で使用する予定であるテキスト回覧させていた だきます。</p> <p>【清水委員】 内容が抜粋されていて、初心者の人に向いていると思えます。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【細野委員】 新しいカリキュラムはテーマごとにまとまっているので、市民の方はこちらの方が頭に入っていくやすいと思います。 質問ですが、他の自治体を見ると全単位を受講したものを講座の修了者としてすることとなっております。習志野市ではいかがでしょう。</p> <p>【福田委員長】 やはり、原則全日程出席できる方がよろしいかと思われませんが、受講者の都合により、どうしても出席できない時もあるかと思われれます。一定の要件を満たしているのであれば修了者として認め、未修得単位については、次年度以降受講していただくということでいかがでしょうか。後見人として指名する際に全科目を履修されている方から優先して指名することとするという方法もよろしいかと思われれます。 次にフィールドワークは具体的にはどのように考えていますか。</p> <p>【土井副委員長】 会員 1 名に対して 1 名の同行を考えており、習志野市内の数か所の施設で後見活動をするのを見ていただきたいと思われれます。</p> <p>【福田委員長】 習志野、八千代、千葉周辺で行うことは可能でしょうか。</p> <p>【土井副委員長】 習志野市内に住所がある方の法定後見を多数行っておりますので、習志野市内でフィールドワークを行う、ということも可能かと思われれますが、周辺に足を延ばしてもらうかもしれません。その際には最寄りの駅まで来ていただいて、会員の車で一緒に行くという形を取らざるを得ないと思われれます。各関係機関にご協力いただければ、市内でフィールドワークが行えるものと考えています。</p> <p>【福田委員長】 ありがとうございました。 弁護士会の意見交換で、後見制度の講師をした際に、受講生の方から「どのように後見依頼がくるのか」という質問が早い時期から出るというお話を聞きました。成年後見制度そのものではなく、自分が受任する時にどうするのか気になるようですので、その質問に答えられるよう、準備していかないとはいけません。</p>
---	--	--

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>と思います。</p> <p>【土井副委員長】 やはり後見業務を受任したいという方は、どうすれば受任できるかということについて当然お考えになると思います。</p> <p>【福田委員長】 習志野市の場合は法人型を取るといことすし、候補者を挙げて習志野市内の人を申し立てれば、受任自体は問題なくできるのではないかと思います。今後は、家庭裁判所との協議というのも課題になってくるかと思ひます。</p> <p>【土井副委員長】 千葉家庭裁判所では市民後見人単独での受任は行っていません。第三者の後見人で、財産管理を一般市民の方がやると手を挙げて、受任させるには勇気がいるというのが裁判所としての現状です。市民後見人が受任するためには、法人もしくは団体がバックアップすることが大事だと裁判所は言っています。裁判所から後見等の受任依頼があるのを待つのではなく、習志野市が市民後見人を必要とする案件を挙げて、それを法人がバックアップしながら裁判所に名乗りを上げていくという形をとれば、一つ二つと受任ができるのではないかと思っています。</p> <p>【福田委員長】 ありがとうございました。 これを踏まえて市民後見人養成講座募集要項について事務局より説明お願いします。</p> <p>（４）市民後見人養成講座募集要項 議題 1（４）について、事務局より要項案を用いて説明。</p> <p>【福田委員長】 こちらの募集要項について委員の皆様のご意見はいかがでしょうか。</p> <p>【篠塚委員】 要項の中で市民後見人として活動していただくことをある程度見込んでいることを明記すると、受講した後に自分たちが後見人として活動していくのだと意識を持って参加していただけるのではないかと思います、いかがでしょうか。</p>
---	--	---

5	<p>議 題</p> <p>及 び</p> <p>会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 おっしゃるとおりですね。活動していただける方を募集していますと、もう少しはっきり書いた方がいいかもしれません。</p> <p>【志摩委員】 他市区の状況を見ますと、講座の申し込みをした方に対して事前に説明会を開催し、概要を説明したうえで本講座に移る市区もあるようです。習志野市もホームページなどに概要を掲載したうえで講座を開始する方法もあるかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>【事務局】 募集要項の案内、チラシを発出した直後に応募が殺到するような大きな市区町村では、意義や重要性を事前に説明して、ある程度理解いただいた方に絞って、受講していただいている傾向があるようです。</p> <p>【福田委員長】 この募集要項案では、申込用紙を簡単にしていますが、オリエンテーションの代わりとして、申込をされた方にアンケートを行うのはいかがでしょうか。申込用紙に抱負を書いていた後、講座を受講していただくという方法もあるかと思います。</p> <p>【田代委員】 アンケートを付けるとやる気や覚悟を見ることができるので良いと思います。週何回活動できるかという質問をつけることで「興味があるが活動するのは難しい」と考えている人は応募を躊躇するのではないのでしょうか。</p> <p>【細野委員】 募集に関してですが、人口の規模に近い四街道市と墨田区に関して、募集自体は30名になっていて、応募が20名になっています。団体への声掛けをやっても20名だったと思うので、習志野市でも団体には直接呼びかけた方が良いと思います。地域包括支援センターでも日頃つながりのある民生委員や、町会の方には声をかけられると思います。</p> <p>【福田委員長】 募集はいつからと考えていますか。</p> <p>【事務局】 8月1日からと考えています。</p>
---	--	---

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【福田委員長】 講座開始まで 1 か月以上あるので、応募の状況を見ながら、検討して声をかけていくのが良いでしょうか。もしくは選考して募集をかけるという方法もありますが、いかがでしょうか。</p> <p>【事務局】 講座の定員は 20 名となっており、応募が少ない場合はこちらから積極的に声をかければ大丈夫かと思えます。逆に、応募が殺到した時には公平性の観点から先着順にするべきと事務局は考えています。</p> <p>【田代委員】 市民後見人になるには資質が必要であり、講座を受けたから任せられるというわけではないと思うので、先着順では心配な場合もあると思えます。</p> <p>【事務局】 養成講座の内容を委託先法人と協議しているところですが、多少であれば 20 名より多く受け入れ可能のようです。定員を大きく超える応募があった場合には、こちらで選定をしてしまうよりは、早く申し込みをしていただいた方に受講していただき、定員を超えた場合については残念ながら次年度以降の講座受講をお願いせざるを得ないかと考えております。</p> <p>【福田委員長】 20 名全員が無事受講修了したところで、すぐに推薦できる方は限られてくると思えます。しかし、資質のある 20 名の方を大勢の中から絞り込むのも難しいことです。申込みの段階で動機を記入してもらい、市民後見人となる意欲を計ったうえで先着順にするという方法でも良いのではないかと思います。また、早い時期に申込みをしてくださった方は、その分やる気はあると思えます。</p> <p>議題 2 成年後見センター設置について</p> <p>【福田委員長】 続きまして、議題 2 「成年後見センター設置に向けて」事務局より説明お願いいたします。</p>
---	----------------------------------	---

5	<p style="text-align: center;">議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【事務局】 事務局より、全国社会福祉協議会より発出された「権利擁護センター等の具体化に向けて」抜粋を提示。また、成年後見センター委託先法人の種別に関して事務局より説明。</p> <p>【福田委員長】 習志野市は成年後見センターを設置する方向ですが、資料を見てみますと、設置しているところでも市民後見の監督をバックアップする体制が十分でないという結果をしっかりと受け止めて進めていかなければいけないところです。</p> <p>【清水委員】 一般社団法人は監督を受けていないから危ないという話を聞いたことがあるので、そういう点で一般社団法人は注意しなくてはいけないかと思います。</p> <p>【福田委員長】 市民後見人育成については市が責任を持って進めていただくというのがあるので、市が関与できる形で後見センターの運営を進めていただきたいと思います。他の市町村からも後見事案を受任して運営をしていくということになると、法人に対して市が監督権を行使するのが難しくなってしまうため、そのような事態にならないように法人の委託先を選定していただきたいところです。習志野市の案件を扱う部門を独立して確保していただくような形にしていければいいかなと思っています。</p> <p>【土井副委員長】 先ほどお話がありました市民後見人を監督、バックアップすることですが、会員も後見活動をしている中でいろいろなトラブルに巻き込まれます。親族とのトラブル、本人との確執などから、担当者を変えて欲しいと言われることもあります。それをどのようにバックアップするのが重要です。担当者が後見活動する場合に、法人が管理監督をするというところと、市が法人自体をバックアップするシステムがそれぞれ必要であると思われます。</p> <p>【福田委員長】 実際に市民後見人を養成した後、どこに属し、どのような形で後見活動をやるのか、ということがイメージできるように今後していきたいと思っています。 本日の議題は以上になります。</p>
---	--	---

5	<p>議 題 及 び 会 議 の 概 要</p>	<p>【事務局】 活発なご意見頂戴いたしましてありがとうございました。 本日の議題をまとめます。議題1について、募集要項、チラシ等を配布してPRするとき、後見業務を行うという方を募集すると明記することを検討させていただきます。 また講座の受講にあたっては、原則全日程の受講を前提とし、一定要件を満たした方を修了者とします。また未修得があった場合は次年度以降の修得も可能にするということを整理させていただきます。 また定員が20名を超えた場合には、志望動機などを確認して、事務局の方で選定していくか、原則先着順とするかを、委託先法人とご相談しながら、チラシに明記する内容を検討したいと思います。 次回は10月15日水曜日を予定しております。その時期には養成講座を開催していますので、開始の状況などをご報告したいと思います。また、来年度の習志野市の後見センターの相談業務について整理ができている時期だと思っておりますので、ご審議をお願いいたします。 本日は長時間お疲れ様でした。</p>
6	<p>問い合わせ先</p>	<p>所管課名：保健福祉部高齢者支援課 電話番号：047（451）1151 内線318</p>